

被災者の生活・生業再建を中心とした「人権としての復興」を求める決議

3月11日の東日本大震災から既に7ヶ月以上が経過し、被災地を抱える県や被災地自治体において、復興計画の策定が進められているが、その多くは防潮堤等のハード面の整備（土木工事）を重視しており、被災者が人間的な生活を確保するために必要な課題に十分応えるものにはなっていない。

被災者は、住居を再建するまで仮設住宅等での生活を余儀なくされる。水道光熱費等が自己負担になることに対する経済的支援、欠陥住宅の補修、定期バス等の交通手段の確保、集会場等コミュニケーションの機会の提供、うつやアルコール依存へのケア体制、保健師や管理栄養士の巡回体制の確保など、課題は山積している。被災者が、住居再建までの間、人間らしい生活を維持できるようにすることこそ基礎自治体の使命であり、また、国はそのための財政的保障について全面的な責任を負うべきである。95年の阪神淡路大震災では、建物や高速道路の再建が進む一方で、僻地の仮設住宅に取り残され、生活の再建を見ないまま生涯を終えた多くの高齢者が生み出された。この過ちを繰り返してはならない。

多くの被災自治体では、津波により漁業や水産加工業や商店街が壊滅的な打撃を受けている。漁業、水産関連業、商店で雇われていた者の多くも失業により困窮している。事業再建と再雇用の展望が示されなければ、多くの被災者は被災地を離れ、他の収入の道を探るを得なくなる。ハード面の復旧・復興も、そこに住み続け働き続ける人々の生活と生業の再建なくしては、無意味である。

ところが、被災者生活再建支援法は住居用建物の再建にしか適用されず、商店の復旧に活かさない。また、被災者雇用開発助成金、地域雇用開発助成金などの助成制度において再雇用が対象外とされている。また、二重ローン問題の解決のための機構は、政府の怠慢によりいまだ整備されていない。

自由法曹団は、日本政府に対し、「働いて、食べていけるのか」という被災者の不安を解消するだけの現行法と現行制度の改善、新たな制度の早急な整備を求めるものである。

いま求められているのは、被災者の生活・生業の再建を中心とした真の復興であり、これは憲法13条（幸福追求権）に基づく基本的人権の課題である。この「人権としての復興」は、国の財政的負担のもと、被災住民の住民自治を尊重しつつ進められるべきものである。復興特区と復興増税を推進する野田政権や、被災地漁民の漁業権を奪う水産特区構想を狙う宮城県知事の姿勢は、「人権としての復興」と住民自治に反する重大な誤りである。

自由法曹団は、被災地住民、そして多くの国民と共同して、被災地住民の生活と生業の再建の実現を目指し、全力を尽くすものである。

2011年10月22日

自由法曹団東京・お台場総会